

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 参照条文

○ **活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律（平成二十七年七月八日法律第五十二号）（抄）**

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。